

	放課後子ども教室	放課後児童クラブ	児童センター
対象児童	小学校区内のすべての子ども (主に小学生を対象)	共働きなどで昼間家庭に保護者がいない小学生のみ(留守家庭児童) ※登録児童のみ	乳幼児及び小学校在学中の児童 (ただし、乳幼児については、保護者が同伴するものに限る) ※登録が必要
目的	安心・安全な活動拠点(居場所)を設け、地域の皆さんの参画を得て、子どもたちとともにスポーツや文化活動、交流活動などの取り組みを行う事業。	児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、健全な育成を図る事業。	児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする事業。
実施日	校区の実情に応じた回数 開催時間は概ね2時間程度	年間250日以上 〔平日〕下校時～概ね18:00 〔土曜日及び長期休業〕 概ね9:00～18:00 ※日曜、祝日、年末年始を除く	〔平日〕10:00～18:30 〔土曜日及び長期休業〕 8:30～18:30 ※日曜、祝日、年末年始を除く
実施場所	各小学校の余裕教室や運動場、体育館等	小学校敷地内専用施設及び余裕教室、民家、保育所及び幼稚園内等	各児童センター
利用料	無料 ※ただし保険料などは実費	有料 ※月額1万円を上限 別途おやつ代等が実費	無料
活動内容	室内遊びや屋外遊びなどの「見守り型教室」から、文化活動やスポーツ活動、伝統行事などの「体験型教室」まで、地域に合ったさまざまな教室を開催。	発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の指導を行う。	乳幼児親子や児童に対し運動遊びや体験学習を通して、子ども一人ひとりを尊重しながら、個別的に子どもに合った支援や子ども同士が群れて遊ぶ集団活動を通して自主性・創造性を高め、成長の支援を行う。
スタッフ	地域のボランティアスタッフ	運営組織側が雇用した支援員等	運営組織側が雇用した児童厚生員等
運営方法	市からの運営委託	市からの運営委託 (保護者会及び社会福祉法人等)	市からの運営委託 (指定管理者: 佐世保市社会福祉協議会)
国の所管	文部科学省	厚生労働省	
担当課	教育委員会 教育総務部 社会教育課	子ども未来部 子ども政策課	